

開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階会議室
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い
申し上げます。）

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで

第102回 定時株主総会 招集ご通知

株主総会ご出席者へのお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い
申し上げます。

フジ日本株式会社

証券コード 2114

(証券コード2114)

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町6番7号

フジ日本株式会社

代表取締役社長 曾 我 英 俊

第102回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第102回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.fuji-nihon.com/ir/stock-information/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項** 1. 第102期（自2024年4月1日
至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査
人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（自2024年4月1日
至2025年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

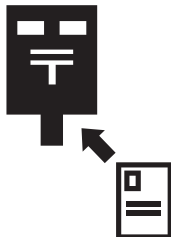
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎定時株主総会終了後、株主説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告の「会社の体制および方針」のうち、「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

「第102回定時株主総会招集ご通知」をご参照の上、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様



郵送

議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月23日(月)
午後5時30分までに到着



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月)
午後5時30分まで

詳細は次ページをご覧ください。

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会開催日時

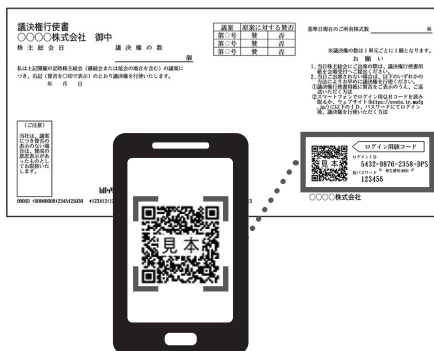
2025年6月24日(火)
午前10時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォンなどから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 (スマートフォンなどから)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

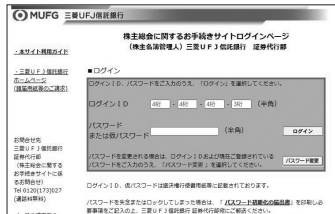


- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

「ログインID」「パスワード」を 入力する方法

- 1 議決権行使サイトへアクセス
<https://evote.tr.mufig.jp/>

2 ログイン



議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

- 3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
(1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- インターネット接続料、通信料等、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主様のご負担となります。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役を2名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	そ が ひで とし 曾 我 英 俊 (1959年) (3月15日生) 再任	1981年 4 月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2010年 6 月 (株)JALUX 執行役員 2011年 4 月 双日(株) 生活産業部門食料資源本部 食料事業部部長 2013年 4 月 双日豪州会社 代表取締役社長 双日ニュージーランド会社 代表取締役社長 2018年 4 月 双日食料(株) 代表取締役社長 2021年 6 月 当社 取締役 2022年 4 月 双日食料(株) 会長 2023年 6 月 太平洋製糖(株) 取締役 (現任) ユニテックフーズ(株) 取締役 (現任) (株)Tastable 取締役 (現任) 当社 代表取締役社長 (現任) 2023年 7 月 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2023年 9 月 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (現任) DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2024年 4 月 All Asian Countertrade, Inc. 取締役 (現任) 2025年 3 月 Thai Wah Fuji Nihon Company Ltd. 取締役 (現任)	2,200株
【取締役候補者とした理由】 国内外の企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験や知識を活かし、2023年6月より代表取締役社長を務めております。これらの経験や実績を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	たか はし あき ひこ 高 橋 明 彦 (1955年 1月26日生) 再任 社外	1977年 4 月 鈴与(株) 入社 2005年 7 月 同社 国際室専務付き特命事項担当部長 2005年11月 同社 物流企画室室長 2007年 6 月 SUZUYO(THAILAND)Ltd. President 2010年11月 鈴与(株) 取締役 2011年11月 同社 常務取締役 2016年11月 同社 専務取締役 2018年11月 同社 取締役副社長 (現任) 2020年 6 月 当社 取締役 (現任) 静岡エフエム放送(株) 取締役 (現任) 2021年 6 月 清水港振興(株) 代表取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 鈴与(株)の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
3	はに はら まさ かず 埴 原 正 和 (1964年 3月3日生) 再任 社外	1986年 4 月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2018年 4 月 双日(株) エネルギー・社会インフラ本部 環境インフラ事業部部長 2019年 7 月 双日ミライパワー(株) 取締役 2021年 4 月 双日(株) リテール・コンシューマー サービス本部本部長補佐 2021年10月 双日インフィニティ(株) 取締役 (現任) 2023年 6 月 当社 取締役 (現任) 2024年 4 月 双日(株) リテール・コンシューマー サービス本部担当顧問 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 これまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	おお こし 大 越 い づ み (1964年) (4月29日生) 再任 社外	1989年10月 (株)社会工学研究所 入社 1995年 5 月 ワーナーランバート(株) 入社 1998年 1 月 (株)電通 入社 2020年 3 月 (株)電通グループ 取締役 (監査等委員) 2024年 4 月 (株)チェンジホールディングス 執行役員 (現任) 2024年 5 月 東宝(株) 取締役 (監査等委員) (現任) 2024年 6 月 当社 取締役 (現任) (株)SRAホールディングス 取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 これまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
5	たに つ ゆう じ 谷 津 裕 司 (1969年) (1月13日生) 新任	1991年 4 月 PIAA(株) 入社 1999年 4 月 日本精糖(株) 入社 2019年 7 月 当社 砂糖本部清水営業部部長 2022年 7 月 当社 砂糖本部副本部長 2023年 6 月 当社 執行役員砂糖本部副本部長 2024年 6 月 協立食品(株) (現フジ日本商事(株)) 代表取締役社長 (現任) 2024年 9 月 南栄糖業(株) 取締役 (現任) 2025年 2 月 当社 執行役員砂糖本部本部長 2025年 4 月 当社 執行役員 糖類事業部部長 (現任)	4,800株
【取締役候補者とした理由】 当社砂糖部門における長年の経験と幅広い見識を当社経営に活かすことを期待し、取締役候補者としたしました。			

- (注) 1. 高橋明彦、埴原正和および大越いづみの各氏は社外取締役候補者であります。なお、高橋明彦、大越いづみの各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社と高橋明彦、埴原正和および大越いづみの各氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2025年12月に同内容で更新する予定であります。

4. 埴原正和氏は、当社の議決権比率の31.8%を保有する主要株主である双日(株)においてリテール・コンシューマーサービス本部担当顧問の役職にあります。また、当社と同社との間には商品供給等の取引があります。
5. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
大越いづみ氏が株式会社電通グループの取締役監査等委員として在任中の2023年2月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるテストイベントの入札事業に関して、同社の子会社従業員1名が独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から刑事告発され、東京地方検察庁により起訴されました。また、同法の両罰規定により、同社が法人として起訴されました。同氏は、当該行為を事前に認識しておりませんでした。取締役会や監査等委員会において、日頃から法令遵守等の観点から業務執行の監視・監督を適切に行っていました。当該事案判明後は、社内による調査および第三者調査委員会の設置等に関する適切性・妥当性の監督を行うとともに、グローバルレベルでの企業文化・組織文化・社風の変革と醸成を重要課題として取り組むことに注力されました。
6. 高橋明彦氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。
7. 埴原正和氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
8. 大越いづみ氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、賃上げをはじめとした雇用や所得環境は改善し、インバウンド需要の増加などにより景気は緩やかに回復しているものの、米国の政権交代に伴う政策動向、不安定な国際情勢や中国経済の低迷、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに加え、長引く円安による物価上昇や金融市場の変動など依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社グループでは、長期ビジョン「NEXT VISION 2040」における第1次中期経営計画として2024年4月に「CHANGE 2028」を策定し、1.東南アジアでの事業拡大、2.フードサイエンス領域の事業創出、3.M&Aを軸とした成長投資、4.ビジョン実現に向けた強い組織づくり、5.IRの強化と株主還元の5つの重点テーマを掲げ、計画推進のスタートを切りました。

当期の当社グループの業績は、売上高28,209百万円（前年同期比9.0%増）、営業利益3,232百万円（同48.7%増）、経常利益3,651百万円（同14.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,845百万円（同20.1%増）の増収増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。なお、当期より報告セグメントを従来の「精糖」、「機能性素材」、「不動産」、「その他食品」の4区分から、「精糖」、「機能性素材」、「不動産」の3区分に変更しております。

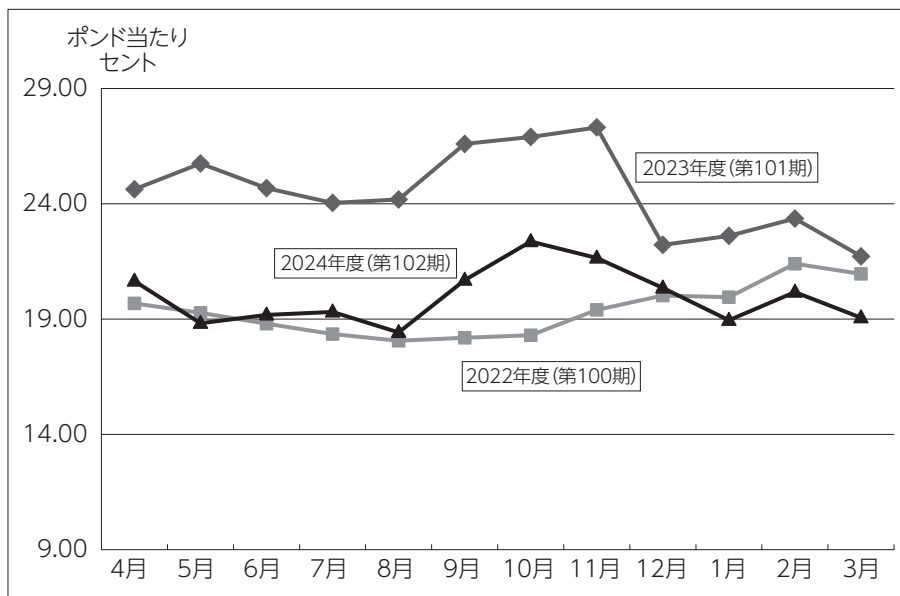
【精糖事業】

海外原糖市況は、¢ 22.65（1ポンド当たり）で始まり、ブラジルの2024/25年砂糖生産の好調なことを受けて下落し、5月には¢ 17.95を付けましたが、8月末にはブラジルでの降雨不足と大規模な災害発生により砂糖生産量が下方修正されたことを受け、相場は急反発し9月には¢ 23.71を付けました。その後、ドル高・レアル安が進んだことによる売り圧力の強まりから¢ 20を割り込み、さらに1月にインドが100万トンの砂糖輸出を許可したことで¢ 17半ばまで下落しました。3月にはブラジル・インドの砂糖生産量減少の予測から相場は一時¢ 20まで上昇しましたが、ブラジルでの乾燥懸念が緩和されたことで¢ 18.86で期末を迎えました。

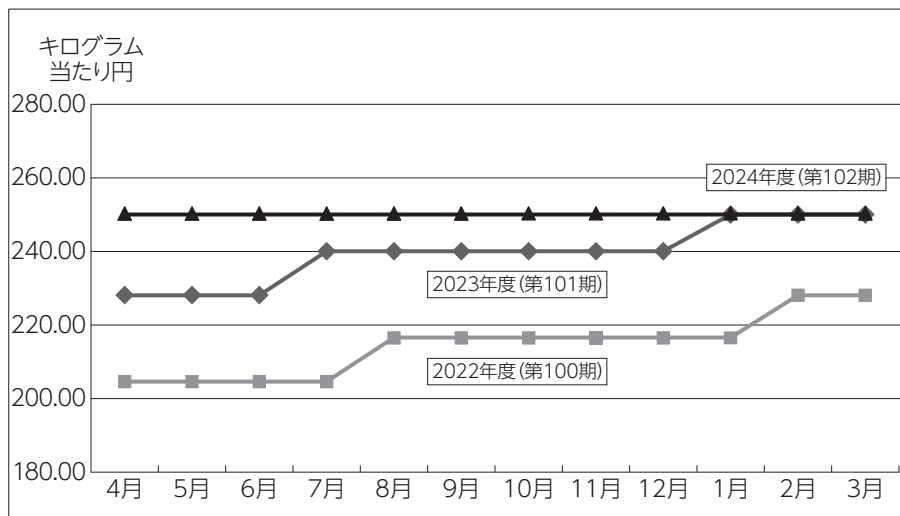
一方、国内製品市況は、期初東京現物相場（日本経済新聞掲載）249円～251円（上白大袋1キログラム当たり）で始まり、日経相場の変動なく推移し期末を迎えました。

製品の荷動きとしましては、春の行楽需要より5月までは土産物中心に好調に推移しましたが、その後の天候不順や価格高騰による買い控えがみられたこともあり上期の販売は前年同期比減となりました。下期はインバウンド需要による菓子関係や外食関係が好調に推移し前年同期比増となりましたが、通期では前年同期比減の販売で終了しました。しかしながら、営業体制の強化を図り、品質管理を徹底して製品の安定供給に取り組むことで顧客満足度を高め、堅実で安定した原料調達を図り、コスト削減に努めました。この結果、売上高13,807百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益2,530百万円（同43.0%増）の増収増益となりました。

NY先物価格 月別平均相場（原糖）



東京現物 月別平均相場（上白大袋）



【機能性素材事業】

機能性食品素材「イヌリン」は、様々なコストの上昇が続くなか、国内販売では機能性表示食品など付加価値商品への採用増により、販売数量は前年同期比増となりました。海外販売では生産拠点のあるタイにおいて、大手ユーザーを中心に安定的な販売を続けたことに加え、東南アジア向けの販売が好調に推移したことで販売数量が大きく増加し、前年同期比で増収増益となりました。

連結子会社ユニテックフーズ株式会社は、主力商品であるペクチン、ゼラチン、コラーゲンの天然添加物素材の販売が好調に推移し、ODM事業が伸長した結果、増収増益となりました。

これらの結果、売上高13,478百万円（前年同期比14.8%増）、営業利益1,286百万円（同54.9%増）の増収増益となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、2023年9月旧本社跡地に建設した「東横INN茅場町駅」が賃貸開始により収益貢献し、その他物件も安定稼働しました。

この結果、売上高651百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益579百万円（同4.9%増）の増収増益となり、引き続き安定収益確保に貢献しました。なお、資本効率向上の一環として、東京都、神奈川県、長野県所在の3物件を売却処分しております。

2. 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、米国の政権交代に伴う政策による不安定な経済環境のなか、人口減少による市場規模の縮小、少子高齢化による労働力不足、業態を超えた販売競争のほか、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに加え、長引く円安など依然として厳しい経営環境が続くものと思われる。

当社グループは、このような経営環境に対応するため、5ヵ年の中期経営計画「CHANGE 2028」をスタートし、実績は順調に推移しております。

精糖事業につきましては、インバウンド需要による菓子関係や外食関係が引き続き好調に推移する傾向にあります。一方で加糖調製品や他甘味料の浸食、少子高齢化などによる砂糖の消費減少傾向は続いております。当社グループは、引き続き営業体制強化を図り、品質管理を徹底して製品の安定供給に取り組むことで顧客満足度を高め、堅実で安定した原材料仕入れを図りながら更なるコスト削減に努めてまいります。

機能性素材事業につきましては、機能性食品素材イヌリンの国内販売において、肌機能を含めた新たな機能性による既存顧客の深耕及び新規顧客獲得による販売数量拡大、新製品（液状品など）、付加価値製品の試作、製品化を図ってまいります。海外販売においては、東南アジアでの商圈回復を目指すとともに、各国環境規制への適合に向けた対応の実行、生産設備拡張による増産体制の確立を図ってまいります。連結子会社ユニテックフーズ株式会社では、ペクチンをはじめとする既存の増粘多糖類の拡販をし、長年蓄積してきた技術力を活かして、ODM事業など、新たな付加価値の提供を目指してまいります。

不動産事業につきましては、引き続き、自社所有賃貸物件の維持管理による安定収益の確保に努めてまいります。

また、新たに参入したキャッサバでん粉製造販売事業及びその周辺事業においては、パートナーのタイ国上場企業であるThai Wah Public Company Ltd.と連携して、付加価値商品の開発と販売を通じ、企業価値向上を目指してまいります。

以上のとおり、当社は各事業における収益力の一層の向上を図り、安定した収益体制を構築しながら、将来の中核となる新規事業、新製品を開発する投資やM&Aを実行し、海外事業を積極的に展開することで企業の活力を高めるように努める所存であります。

今後とも当社の企業理念の「夢のあるたくましい会社」を目指し、5つの経営方針に基づき株主、取引先、社員の満足度を高め、食文化による豊かな生活づくりを通じて社会に貢献し、人材を育成して会社の価値を高めることにさらなる努力をしてまいります。

経営方針

- ① 顧客第一主義の徹底
- ② 会社の発展と共に社員が成長する企業文化の形成
- ③ 公正で透明性のある企業活動の推進
- ④ 社会に評価される企業価値の向上
- ⑤ 社会に貢献する企業市民活動の充実

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は196百万円であり、取得した主な設備は次のとおりであります。

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. イヌリンパイロットプラント建屋 29百万円
及び設備工事
上記の所要資金は、主として自己資金を充当いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第 99 期	2022年度 第 100 期	2023年度 第 101 期	2024年度 第 102 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	20,096	22,677	25,889	28,209
経 常 利 益 (百万円)	1,917	2,124	3,202	3,651
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,614	1,672	2,370	2,845
1 株当たり当期純利益 (円)	60.11	62.30	88.27	107.40
総 資 産 (百万円)	24,745	28,256	32,419	33,761
純 資 産 (百万円)	19,712	21,514	23,851	23,874

(注) 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
フジ日本商事(株)	20百万円	100%	砂糖、食料品の販売 不動産の保守管理
ユニテックフーズ(株)	300百万円	100%	食品添加物、農産加工品、 機能性素材等の加工、販売
Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	370百万バーツ	100%	機能性食品素材「イヌリン」の 製造販売
FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.	402百万バーツ	100%	機能性食品素材「イヌリン」 および各種食品に関する事業等
UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd.	300百万ウォン	100% (100%)	食品添加物の製造・販売 食品原料の輸出入
(株)Tastable	260百万円	70% (60%)	差別化されたコンセプト食品 (最終加工商品)の開発、設計、 販売

(注)「当社の議決権比率」欄の()内は間接所有の議決権比率(内数)であります。

6. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、精糖事業(精製糖、砂糖関連製品の製造販売)のほか機能性素材事業(イヌリン、カテキン製剤などの食品添加物の製造販売、ペクチン等の機能性食品素材の仕入販売)および不動産事業を主たる業務として行っております。

7. 主要な営業所および工場（2025年 3月31日現在）

- (1) 当社
- 本社……東京都中央区
- 工場……静岡県静岡市
- 上記のほか、関連会社の太平洋製糖(株)において精製糖の生産を委託しております。
- (2) 子会社
- フジ日本商事(株) ……………東京都中央区
- ユニテックフーズ(株)……………東京都中央区
- Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.
- 本社……………タイ王国バンコク都
- 工場……………タイ王国ラチャブリ県
- FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. ……タイ王国バンコク都
- UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd. ……大韓民国仁川広域市
- (株)Tastable ……………東京都中央区

8. 従業員の状況（2025年 3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
241名	7名増

（注）従業員数には、嘱託等19名および準社員4名は含んでおりません。

9. 主要な借入先（2025年 3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
(株) 三 井 住 友 銀 行	2,120百万円
(株) み ず ほ 銀 行	892
(株) 国 際 協 力 銀 行	770
(株) 三 菱 U F J 銀 行	650
(株) 静 岡 銀 行	150
(株) 清 水 銀 行	100

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数110,000,000株
2. 発行済株式の総数25,718,700株（自己株式67,484株を含む）
3. 株 主 数23,373名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
双 日 (株)	8,153 千株	31.78 %
和 田 製 糖 (株)	2,455	9.57
鈴 与 (株)	1,902	7.41
(株) 静 岡 銀 行	792	3.08
(株) 榎 本 武 平 商 店	758	2.95
小 倉 運 輸 (有)	669	2.60
新 潟 県 砂 糖 卸 荷 受 商 業 協 同 組 合	600	2.33
(株) サ カ タ の タ ネ	563	2.19
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	447	1.74
双 日 食 料 (株)	424	1.65

（注）持株比率は自己株式（67千株）を控除して計算しております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

1．取締役および監査役に関する事項（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	曾 我 英 俊	ユニテックフーズ(株) 取締役 Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 取締役 FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd. 取締役 (株)Tastable 取締役 DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 取締役 太平洋製糖(株) 取締役 All Asian Countertrade, Inc. 取締役 Thai Wah Fuji Nihon Company Ltd. 取締役
取 締 役	関 根 郁 也	常務執行役員タイ国タピオカ事業担当 太平洋製糖(株) 取締役 Thai Wah Fuji Nihon Company Ltd. 取締役
取 締 役	大 橋 高 弘	上席執行役員 ユニテックフーズ(株) 代表取締役社長 (株)Tastable 取締役 マ・マーマカロニ(株) 取締役
取 締 役	高 橋 明 彦	鈴与(株) 取締役副社長 静岡エフエム放送(株) 取締役 清水港振興(株) 代表取締役
取 締 役	和 田 哲 義	和田製糖(株) 代表取締役社長 (株)ワダ 代表取締役社長 新和産業(株) 代表取締役社長 トーホーサービス(株) 取締役 (株)ノルレイイク・インターナショナル 取締役 丸木商事(株) 代表取締役会長 関東砂糖(株) 代表取締役
取 締 役	埴 原 正 和	双日(株) リテール・コンシューマーサービス本部担当顧問 双日インフィニティ(株) 取締役
取 締 役	大 越 いづみ	(株)チェンジホールディングス 執行役員 東宝(株)取締役（監査等委員） (株)SRAホールディングス 取締役
監 査 役（常勤）	梶 田 伸 哉	フジ日本商事(株) 監査役 ユニテックフーズ(株) 監査役 太平洋製糖(株) 監査役
監 査 役	藤 田 世 潤	銀座K.T.C税理士法人 パートナー
監 査 役	二 宮 照 興	丸市綜合法律事務所 (株)東京エネシス 社外取締役（監査等委員） 旭コンクリート工業(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち高橋明彦、和田哲義、埴原正和および大越いづみの各氏は社外取締役であります。
なお、当社は、高橋明彦、和田哲義、大越いづみの各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち藤田世潤、二宮照興の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役藤田世潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2024年6月25日開催の第101回定時株主総会において、大越いづみ氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2024年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって、櫻田誠司氏は任期満了により退任いたしました。

2. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。

3. 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を含む役員報酬委員会を設置しております。当社は「取締役報酬の方針」について、役員報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により定めております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、役員報酬委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認した上で、答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の具体的な内容については、業績連動報酬として各事業年度の連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、ROE等の業績を評価することとしております。当該指標を選定した理由は、当社は企業価値の持続的な向上を図るためには、総合的な収益力の向上が重要であると判断しているためです。当事業年度における当該指標の連結実績は、連結経常利益3,651百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,845百万円、ROE11.9%となりました。

また、固定報酬として代表取締役社長を100とする連動方式による職位別年間固定報酬を定めております。その結果、報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬＝70%：30%」となります。

なお、監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2019年6月18日開催の第96回定時株主総会において年額144,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。

監査役の報酬の額は、2014年6月18日開催の第91回定時株主総会において年額36,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	73,212千円 (21,594千円)	50,829千円 (21,594千円)	22,383千円 (―)	8名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	27,398千円 (7,440千円)	27,398千円 (7,440千円)	― (―)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	100,610千円 (29,034千円)	78,227千円 (29,034千円)	22,383千円 (―)	11名 (6名)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与および賞与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人員には、2024年6月25日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 当社は2016年6月22日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、第93回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し3,200千円の退職慰労金を支給しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	高橋明彦	鈴 与 (株)	取締役副社長	鈴与(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社との間には、製品等の運送・保管等の取引関係があります。
		静岡エフエム放送(株)	取締役	静岡エフエム放送(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		清水港振興(株)	代表取締役	清水港振興(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	和田哲義	和田製糖(株)	代表取締役社長	和田製糖(株)は、当社の株式を保有する大株主であり、当社との間には、製品の製造受委託等の取引関係があります。
		(株) ワ ダ	代表取締役社長	(株)ワダは、当社の株式を保有する株主であり、当社との間には、商品の仕入の取引関係があります。
		新和産業(株)	代表取締役社長	新和産業(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		トーホーサービス(株)	取締役	トーホーサービス(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)ノルレイク・インターナショナル	取締役	(株)ノルレイク・インターナショナルと当社との間には、特別な関係はありません。
		丸木商事(株)	代表取締役会長	丸木商事(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		関東砂糖(株)	代表取締役	関東砂糖(株)と当社との間には、特別な関係はありません。

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	埴原正和	双 日 (株)	リテール・コンシューマースervice 担 当 顧 問	双日(株)は、当社の株式を保有する大株主であります。また、当社との間には、商品供給等の取引関係があります。
		双日インフィニティ(株)	取 締 役	双日インフィニティ(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
取締役	大越 いづみ	(株)チェンジホールディングス	執 行 役 員	(株)チェンジホールディングスと当社との間には、特別な関係はありません。
		東 宝 (株)	取 締 役 (監査等委員)	東宝(株)と当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)SRAホールディングス	取 締 役	(株)SRAホールディングスと当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	藤田世潤	銀座K.T.C税理士法人	パ ー ト ナ ー	銀座K.T.C税理士法人と当社との間には、特別な関係はありません。
監査役	二宮照興	丸市綜合法律事務所		丸市綜合法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。
		(株)東京エネシス	取 締 役 (監査等委員)	(株)東京エネシスと当社との間には、特別な関係はありません。
		旭コンクリート工業(株)	監 査 役	旭コンクリート工業(株)と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	高 橋 明 彦	当期開催の取締役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	和 田 哲 義	当期開催の取締役会12回のうち11回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	埴 原 正 和	当期開催の取締役会12回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大 越 いづみ	2024年6月25日就任後開催の取締役会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 田 世 潤	当期開催の取締役会12回のうち11回出席し、また、当期開催の監査役会14回のうち13回出席しております。主に公認会計士としての立場からの発言を行っております。
監 査 役	二 宮 照 興	当期開催の取締役会12回全てに出席し、また、当期開催の監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(4) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、より広い視点からの意見を経営の意思決定に反映させるべく、社外取締役を登用しております。社外取締役には、それぞれが培ってきた豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

区 分	氏 名	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	高 橋 明 彦	これまで培ってきた経営者としての経験、幅広い知見に基づいた発言を取締役会において適宜行っております。
取 締 役	和 田 哲 義	その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく発言を取締役会において適宜行っております。
取 締 役	埴 原 正 和	これまで培ってきたビジネス経験に基づいた発言を取締役会において適宜行っております。
取 締 役	大 越 いづみ	これまで培ってきたビジネス経験に基づいた発言を取締役会において適宜行っております。

Ⅳ．会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2．会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
(2) 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、(1)の支払額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

当社の連結子会社であるユニテックフーズ株式会社は当社の会計監査人に対して、「IPOのための課題調査費用」に基づく報酬を支払っております。また、同社は当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ弁理士法人に「特許関連業務」に基づく報酬を支払っております。

4．子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社であるFuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.は、タイにおいてKPMGメンバーファームに対し、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

5．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V. 会社の体制および方針

1. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、厳しい業界環境下、安定的な経営成績の確保、強固な経営基盤の確立に努め、株主の皆様に対しては、安定的な利益還元の継続や自己株式の取得等の資本政策による株主価値の向上を経営の重要課題としております。配当政策につきましては、連結DOE3.5%以上を目指し、継続的な安定配当の実施を基本方針としております。

配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、2025年5月20日開催の取締役会決議により、年間配当金34円（1株当たり）とし、中間配当金15円（1株当たり）を差し引いた19円（1株当たり）を当期の期末剰余金の配当とさせていただきます。これによる期末配当金の総額は487,373,104円となりました。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高他の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,696,870	流 動 負 債	5,795,341
現 金 及 び 預 金	6,644,241	買 掛 金	1,608,085
受取手形、売掛金及び契約資産	4,239,627	短 期 借 入 金	2,158,000
商 品 及 び 製 品	3,084,209	1年内返済予定の長期借入金	312,000
仕 掛 品	123,061	未 払 法 人 税 等	671,471
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,535,115	未 払 消 費 税 等	271,646
リ ー ス 投 資 資 産	946,279	賞 与 引 当 金	167,149
そ の 他	1,127,427	そ の 他	606,988
貸 倒 引 当 金	△3,091		
固 定 資 産	16,065,122	固 定 負 債	4,092,265
有 形 固 定 資 産	2,613,948	長 期 借 入 金	2,348,000
建 物 及 び 構 築 物	256,437	繰 延 税 金 負 債	1,129,108
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	326,614	資 産 除 去 債 務	76,839
土 地	1,783,815	そ の 他	538,317
建 設 仮 勘 定	92,285	負 債 合 計	9,887,606
そ の 他	154,796	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	32,379	株 主 資 本	21,299,291
そ の 他	32,379	資 本 金	1,524,460
投 資 其 他 の 資 産	13,418,793	資 本 剰 余 金	2,048,412
投 資 有 価 証 券	11,338,784	利 益 剰 余 金	17,743,105
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,583,500	自 己 株 式	△16,685
退 職 給 付 に 係 る 資 産	171,661	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,528,187
そ の 他	327,698	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,506,324
貸 倒 引 当 金	△2,850	為 替 換 算 調 整 勘 定	△14,245
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	36,108
		非 支 配 株 主 持 分	46,907
資 産 合 計	33,761,992	純 資 産 合 計	23,874,385
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,761,992

連結損益計算書

(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目							金 額
売上高							28,209,627
売上原価							20,605,237
売上総利益							7,604,389
販売費及び一般管理費							4,371,688
営業利益							3,232,701
営業外収益							
受取利息							37,844
受取配当金							213,164
受取投資利益							187,619
受取他業外収益							40,532
営業外費用							
支払利息							40,534
支払他業外費用							13,854
支払他業外費用							6,374
経常利益							3,651,099
特別利益							
固定資産売却益							49,421
固定資産売却益							378,114
固定資産売却益							40,664
固定資産売却損							235,583
固定資産売却損							14,798
固定資産売却損							93,131
固定資産売却損							5,108
固定資産売却損							52,588
税金等調整前当期純利益							3,718,088
法人税、住民税及び事業税							922,661
法人税、住民税等調整額							△14,688
当期純利益							2,810,114
非支配株主に帰属する当期純損失(△)							△35,884
親会社株主に帰属する当期純利益							2,845,999

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	現金及び預金	流動負債	2,305,761
	受取手形	買掛金	417,044
	売掛金	短期借入金	450,000
	商品及び製品	1年以内返済予定の長期借入金	312,000
	仕掛品	未払金	7,915
	材料及び貯蔵品	未払費用	428,433
	前払費用	未払法人税等	464,019
	短期貸付資産	未払消費税等	96,120
	一時的投資資産	前受金	47,987
	貸倒引当金	賞与引当金	19,873
		固定負債	2,912,807
		長期借入金	1,248,000
		繰延税金負債	1,113,477
		繰延資産	527,240
固 定 資 産	建物	繰延資産	21,907
	構築物	繰延資産	2,182
	機械装置	負債合計	5,218,568
	車両運搬具	純資産の部	
	工具器具備品	株主資本	17,534,804
	土地	資本	1,524,460
	建設仮勘定	資本剰余金	2,366,732
	無形固定資産	資本準備金	2,366,732
	借地権	利益剰余金	13,660,297
	施設利用権	利益準備金	334,865
	ソフトウェア	その他利益剰余金	13,325,432
	投資その他の資産	研究開発積立金	100,000
	投資有価証券	別途積立金	12,490,000
	関係会社株	繰越利益剰余金	735,432
	関係会社長期貸付金	自己株式	△16,685
	貸倒引当金	評価・換算差額等	2,506,324
		その他有価証券評価差額金	2,506,324
資 産 合 計		純 資 産 合 計	20,041,128
25,259,697		負債・純資産合計	25,259,697

損 益 計 算 書

(自2024年 4 月 1 日)
(至2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額
売上高					16,198,123
売上原価					11,756,199
売上総利益					4,441,923
販売費及び一般管理費					2,495,712
営業利益					1,946,210
営業外収益					
受取利息					48,817
受取配当金					311,377
受取替当差戻入					2,050
受取引当金の戻入					34,342
受取外費					45,373
受取支所の利息					5,010
受取支所の利息					5,430
経常利益					2,377,730
特別利益					
固定資産売却益					49,421
固定資産売却益					378,114
固定資産売却益					40,664
特別損失					
固定資産売却損					235,583
固定資産売却損					1,837
固定資産売却損					71,579
固定資産売却損					5,108
固定資産売却損					52,588
固定資産売却損					24,557
税引前当期純利益					391,255
法人税、住民税及び事業税					2,454,674
法人税、住民税及び事業税					668,353
法人税、住民税及び事業税					△11,138
当期純利益					657,214
当期純利益					1,797,459

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

フジ日本株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 箕輪 恵美子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片山 行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジ日本株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジ日本株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

フジ日本株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 箕 輪 恵 美 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 片 山 行 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジ日本株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともにその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

フジ日本株式会社 監査役会

常勤監査役 梶 田 伸 哉 ㊞

社外監査役 藤 田 世 潤 ㊞

社外監査役 二 宮 照 興 ㊞

(注) 監査役藤田 世潤及び監査役二宮 照興は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

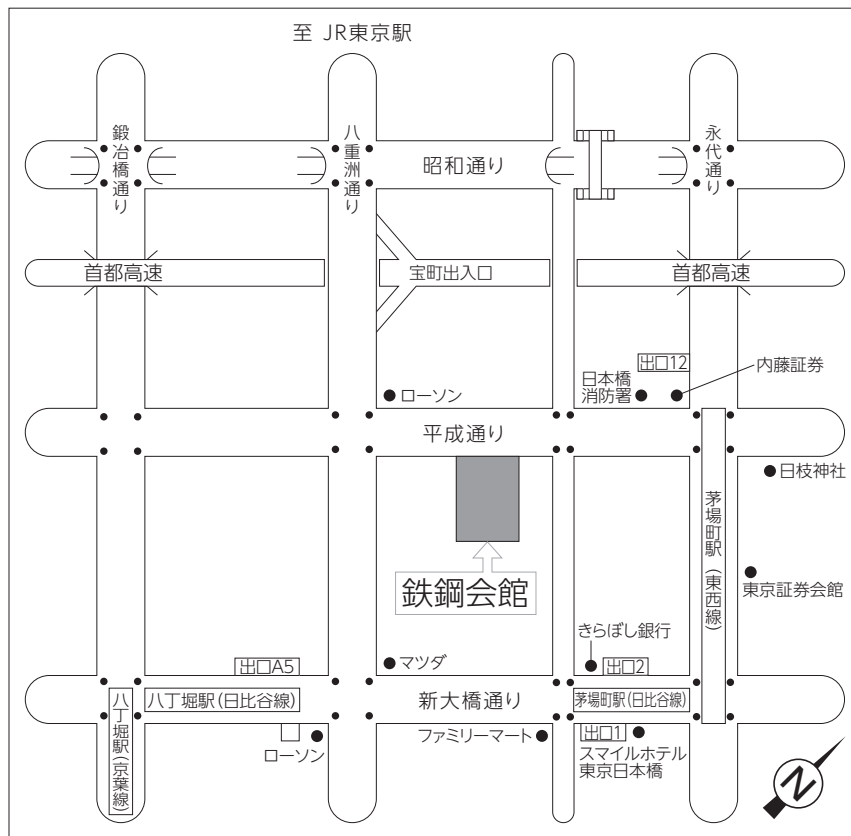
以 上

株主総会会場ご案内図

鉄鋼会館 8階会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

電話 03-3669-4855



- 東京メトロ 東西線 茅場町駅 12番出口より徒歩約5分
- 東京メトロ 東西線 茅場町駅 1番・2番出口より徒歩約5分
- 東京メトロ 日比谷線 八丁堀駅 A5番出口より徒歩約5分

駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

第102回定時株主総会 その他の電子提供事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

フジ日本株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fuji-nihon.com/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

I. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人は、法令および定款等の遵守はもとより、当社が定める企業理念および行動憲章に則り、誠実に職務を遂行しなければならない。
 - ② コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
 - ③ コンプライアンスの推進については、「コンプライアンスプログラム」を制定し、役員および使用人等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、マニュアルの配布や啓発および教育を通じて指導する。
 - ④ 代表取締役社長直轄の監査室は、内部監査に関する社内規程に基づき業務執行状況の監査および報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務の執行に係わる情報については、取締役会規程および文書管理規程に基づき、保存媒体に応じて適切に保存管理する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理については、リスク管理基本方針に則り、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会において、危機管理規程に基づいたリスクの管理を行うとともに、リスクの評価・管理体制の構築を行う。
 - ② 災害、事故、不測の事態が発生した場合には、危機対策委員会を設置して、必要な対策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会を原則月に1回開催する。また必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ② 執行役員制を導入することにより、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、業務遂行の効率性を図る。
 - ③ 職務権限規程等の社内規程に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にし、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ④ 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、役員および使用人等に対して企業倫理・法令および定款の遵守を指導することにより、公正かつ適正な業務運営の実現を図る。
 - ② 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行するよう指導、助成し、相互の利益を増進する。また、重要案件についての取り扱いや報告等ルールに関して、関係会社管理規程に定め、グループ経営の一体性を確保するため主管部門を設置して、円滑な運営の指導にあたる。
 - ③ 監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監査を行う。
 - ④ 当社グループの信頼性のある財務報告を作成するために、内部統制委員会を設置し、整備、運用状況を評価し改善を推進する。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 関係会社管理規程に基づき、子会社は営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社へ定期的な報告を行う。
 - ② 子会社のリスク管理については、関係会社管理規程に基づき、主管部門にて指示・情報伝達を行いリスクの把握・管理を行う。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を任命することとする。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うことを原則とする。
- (8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 子会社の社内規程等に基づき、意思決定の対象範囲と決裁基準等を明確にすることにより、責任の所在を明らかにするとともに業務の効率的な執行を実現する。
 - ② 中期経営計画および単年度予算を策定し、目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
- ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。

- ② 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常勤役員会などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査役には、稟議書他社内的重要書類を回付する。
 - ④ 監査役は、代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員と必要に応じたレビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および監査室等との連携を図る。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
- ① 当社グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 当社グループの役職員は、法令他の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社監査役に対して報告を行う。
- (11) 報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題ならびに監査上の重要事項等について意見交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ② 監査役と会計監査人は、定期的会合を持ち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるものとする。
 - ③ 監査役は監査室と緊密な連携を保つと共に、企画管理部その他各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができる。
 - ④ 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- (13) 反社会的勢力を排除するための体制
- 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本に反社会勢力の排除に向け、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たず、不当、不要求には一切応じないことをフジ日本行動憲章に定める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンスに関する重要事項などに関し、担当部署から報告を受けております。また、全役職員へコンプライアンスに関するマニュアルを配布し周知するとともに、入社時研修にてコンプライアンスに関する教育を実施するなどして、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。なお、全役職員に対し、コンプライアンス推進委員会の活動内容等について、年に1回報告を行っております。また、当社はコンプライアンス推進規程に基づき、内部通報窓口を設置しており、担当部門によって適切に運用を行っております。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程に基づき取締役会を開催し、取締役会は法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を12回開催しております。

(3) 内部監査の実施

監査室が内部監査計画に基づき、当社ならびに当社子会社における業務の適正性や法令遵守状況等に関する内部監査を実施しております。また、それぞれの検証結果を内部統制報告書として代表取締役および常勤監査役に対し報告を行っております。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、14回開催されており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告および監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

連結株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,102,408	17,608,463	△717,401	20,517,930
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△859,700		△859,700
親会社株主に帰属 する当期純利益			2,845,999		2,845,999
自己株式の取得				△1,233,283	△1,233,283
自己株式の処分		22,104		7,306	29,411
自己株式の消却		△1,926,692		1,926,692	－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△1,065			△1,065
利益剰余金から資本 剰余金への振替		1,851,657	△1,851,657		－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△53,996	134,641	700,715	781,361
当 期 末 残 高	1,524,460	2,048,412	17,743,105	△16,685	21,299,291

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,280,889	5,591	20,907	3,307,388	26,076	23,851,394
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△859,700
親会社株主に帰属 する当期純利益						2,845,999
自己株式の取得						△1,233,283
自己株式の処分						29,411
自己株式の消却						－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△1,065
利益剰余金から資本 剰余金への振替						－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△774,564	△19,836	15,200	△779,201	20,831	△758,370
当 期 変 動 額 合 計	△774,564	△19,836	15,200	△779,201	20,831	22,991
当 期 末 残 高	2,506,324	△14,245	36,108	2,528,187	46,907	23,874,385

株主資本等変動計算書

(自2024年 4 月 1 日)
(至2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,524,460	2,366,732	52,930	2,419,662
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			22,104	22,104
自 己 株 式 の 消 却			△1,926,692	△1,926,692
利益剰余金から				
資本剰余金への振替			1,851,657	1,851,657
株主資本以外の項目				
の当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△52,930	△52,930
当 期 末 残 高	1,524,460	2,366,732	-	2,366,732

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰余金 合 計		
		研究開発 積 立 金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	334,865	100,000	11,790,000	2,349,330	14,574,195	△717,401	17,800,916
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△859,700	△859,700		△859,700
別途積立金の積立			700,000	△700,000	－		－
当 期 純 利 益				1,797,459	1,797,459		1,797,459
自己株式の取得						△1,233,283	△1,233,283
自己株式の処分						7,306	29,411
自己株式の消却						1,926,692	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替				△1,851,657	△1,851,657		－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	700,000	△1,613,897	△913,897	700,715	△266,112
当 期 末 残 高	334,865	100,000	12,490,000	735,432	13,660,297	△16,685	17,534,804

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,280,889	3,280,889	21,081,805
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△859,700
別途積立金の積立			—
当 期 純 利 益			1,797,459
自己株式の取得			△1,233,283
自己株式の処分			29,411
自己株式の消却			—
利益剰余金から 資本剰余金への振替			—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△774,564	△774,564	△774,564
当 期 変 動 額 合 計	△774,564	△774,564	△1,040,676
当 期 末 残 高	2,506,324	2,506,324	20,041,128

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

フジ日本商事(株)

ユニテックフーズ(株)

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.

FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.

UNITEC FOODS KOREA Co.,Ltd.

(株)Tastable

なお、フジ日本商事(株)は、2024年10月より協立食品(株)から社名変更をしております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 7社

太平洋製糖(株)

マ・マーマカロニ(株)

南栄糖業(株)

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.

上海唯霓食品有限公司

Thai Wah Fuji Nihon Company Ltd.

Thai Nam Tapioca Co.,Ltd.

Thai Wah Fuji Nihon Company Ltd.は、当連結会計年度において株式を取得し、関連会社となったため、同社子会社であるThai Nam Tapioca Co.,Ltd.と共に持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.及び上海唯霓食品有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な差異については連結上必要な調整を行っております。また、南栄糖業(株)の決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI NIHON (Thailand) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な差異については連結上必要な調整を行っております。なお、その他連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

商 品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯 蔵 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

また、在外連結子会社については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 13～50年

機械装置及び運搬具 8～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア5年であります。

(3) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを認識し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社グループが第三者のために回収する額を除いております。また、顧客から取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 主な取引における収益の認識

① 商品及び製品販売に係る収益

当社グループでは、精製糖及び液糖、食品添加物、切花活力剤、機能性食品素材、製パンなどの販売を行っております。これら商品及び製品販売に係る収益については、引き渡し時点において、顧客が当該商品や製品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、不動産事業における不動産賃貸収入、受託加工などの収益が含まれております。顧客へ移転することを約束したサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となるサービスの履行義務の充足を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

なお、これら収益は、顧客との契約において約束された対価、値引、割戻、その他顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものでないと判断された対価を控除した金額で測定しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異の処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より損益処理することとしております。
- (7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めております。
- (8) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- b. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。
また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社デリバティブ管理規程に従い行っております。
なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。
なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首の純資産への累積的影響額はありません。

Ⅲ 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループでは、精糖事業、機能性素材事業、不動産事業、その他のサービスを営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類及び売上高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

事業名	財又はサービスの種類	売上高
精糖事業	精製糖、砂糖関連製品	13,807,117
機能性素材事業	食品添加物	177,470
	機能性食品	13,301,068
不動産事業	不動産賃貸等	651,875
その他	切花活力剤	260,222
	パン類等	11,873

（※）不動産事業は、顧客との契約から生じる収益ではない、その他の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

1. 機能性食品セグメントにおけるイヌリン商品及び製品、並びに仕掛品の評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

商品及び製品 769,118千円

仕掛品 21,185千円

なお、当該商品及び製品、並びに仕掛品について在庫評価損を11,625千円計上しております。

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 見積方法

機能性食品素材として製造・販売しているイヌリン商品は、設定されている賞味期限内での予定販売数量を用いて販売可能性を評価しております。見積りに用いる予定販売数量は、取締役会にて承認された翌連結会計年度の販売計画を基礎としております。

② 主要な仮定

販売可能性の評価に用いられる予定販売数量は、機能性食品市場の需要見込みや類似機能を有する競合商品の販売開発状況等の一定の仮定に基づいて作成され、当該仮定は主観性が伴うものであります。

③ 影響

見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、追加の損失が発生する可能性があります。

Ⅴ 連結貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形 6,554千円

売掛金 4,233,073千円

契約資産 —

契約負債 1,119千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……………土地 145,995千円

対応債務……………預り保証金 57,980千円

なお、上記預り保証金は、固定負債の「その他」に含まれております。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,881,465千円

4. 偶発債務

債務保証

次の関係会社等について、金融機関等からの借入れなどに対し債務保証を行っております。

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.	721,732千円	(164,030千バーツ)
太平洋製糖(株)	87,500千円	
精糖工業会	23,760千円	

なお、精糖工業会は当社含め3社による連帯保証であります。当連結会計年度末の総額は71,280千円であります。

Ⅵ 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
静岡県静岡市	食品添加物生産設備	建物及び構築物等
静岡県静岡市	機能性食品一般設備	建物及び構築物等
静岡県静岡市	切花活力剤生産設備	建物及び構築物等
東京都中央区	機能性食品生産設備	建物及び構築物等

当社グループは、会社又は管理会計上の区分に基づいて事業用資産をグルーピングしております。

当連結会計年度において、当社グループの一部の事業用資産について、事業活動から生ずる収益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みであることから、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(93,131千円)として特別損失に計上しました。なお、当該資産の回収可能価額はゼロとして算定しております。

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

種類	金額(千円)
建物及び構築物	71,847
機械装置及び運搬具	14,045
その他（有形固定資産）	6,057
その他（無形固定資産）	1,180
計	93,131

Ⅶ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式総数
普通株式 25,718,700株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	456,480	17.00	2024年3月31日	2024年6月10日
2024年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	403,219	15.00	2024年9月30日	2024年12月6日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	487,373	19.00	2025年3月31日	2025年6月9日

Ⅷ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については必要な資金を銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び投資先の信用リスクに晒されておりますが、当社の取締役会に時価や投資先の財務状況等を定期的に報告しております。

長期貸付金は、主に当社が関係会社に対し行っているものであり、当社の取締役が当該関係会社の取締役会にて定期的な業務遂行報告を受けております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日でありますが、その一部は原料糖の輸入に伴う為替変動リスクに晒されており、当該リスクをヘッジするために為替予約取引を行っております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。また、長期借入金は、主にM&A及び設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、担当部門が行っております。また、定期的に取り締役会に状況報告がなされております。

なお、ヘッジ会計の方法等については「Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ４．会計方針に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額875,326千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払法人税等、並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格と近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) リース投資資産	946,279	978,150	31,871
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,145,587	5,145,587	－
(3) 関係会社長期貸付金（※1）	2,422,500	2,393,923	△28,576
資産計	8,514,366	8,517,661	3,294
(1) 長期借入金（※2）	2,660,000	2,664,003	4,003
負債計	2,660,000	2,664,003	4,003

（※1）関係会社長期貸付金には、1年以内返済予定長期貸付金839,000千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（※2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金312,000千円（連結貸借対照表計上額）が含まれております。

（注1）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券の種類ごとの取得原価等、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	5,102,541	1,593,546	3,508,995
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	5,102,541	1,593,546	3,508,995
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	43,045	54,407	△11,362
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	43,045	54,407	△11,362
合 計		5,145,587	1,647,954	3,497,633

(※) 取得原価は減損処理後の帳簿価額によっております。減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

なお、当連結会計年度において、投資有価証券についての減損処理を行い、投資有価証券評価損52,588千円を計上しております。

(2) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1 年以内	1 年超5 年以内
関係会社長期貸付金	839,000	1,583,500
合 計	839,000	1,583,500

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

1 年以内	1 年超5 年以内	5 年超10年以内	10年超
312,000	1,660,500	687,500	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,145,587	—	—	5,145,587

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
リース投資資産	—	978,150	—	978,150
関係会社長期貸付金	—	2,393,923	—	2,393,923
資産計	—	3,372,074	—	3,372,074
長期借入金	—	2,664,003	—	2,664,003
負債計	—	2,664,003	—	2,664,003

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

リース投資資産の時価については、リース受取料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベ

ル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）や住宅、事業用の土地を所有しております。

2. 賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	期首残高	当期増減額	期末残高	
賃貸等不動産	1,744,767	△759,204	985,563	9,370,180

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 賃貸等不動産の当期増減額は、売却による減少額757,808千円、減価償却費による減少額1,395千円であります。

(注3) 時価の算定方法は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書の鑑定評価額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

3. 賃貸等不動産に関する当連結会計年度の損益

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差 額	その他 (売却損益等)
賃貸等不動産	651,603	△65,632	585,970	△186,162

(注) その他(売却損益等)は固定資産売却益及び固定資産売却損であり、それぞれ「特別利益」及び「特別損失」に計上しております。

X 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 928.90円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 107.40円 |

XI その他の注記

(Thai Wah Fuji Nihon Company Ltd.株式取得に伴う持分法適用関連会社化)

当連結会計年度において、タイ国上場企業である Thai Wah Public Company Ltd.が2025年1月3日に新たに設立したThai Wah Fuji Nihon Company Ltd.の議決権比率49%の株式を取得したことにより、2025年3月31日を持分法適用開始日として、同社及び同社の子会社であるThai Nam Tapioca Co.,Ltd.社を持分法適用の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度末において、取得原価の配分が完了していないため暫定的な会計処理を行っております。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品、製品、仕掛品、原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	13～50年
機械装置	5～10年
工具、器具及び備品	5～10年

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は自社利用のソフトウェア5年であります。

5. ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 (前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より損益処理することとしております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを認識し、これを取引単位として履行義務を識別しております。

履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で損益計算書に表示しております。

取引価格は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、当社が第三者のために回収する額を除いております。また、顧客から取引の対価は、財又はサービスを顧客に移転する時点から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) 主な取引における収益の認識

① 商品及び製品販売に係る収益

当社では、精製糖及び液糖、食品添加物、切花活力剤、機能性食品素材などの販売を行っております。これら商品及び製品販売に係る収益については、引き渡し時点において、顧客が当該商品や製品に対する支配を獲得、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、不動産事業における不動産賃貸収入、受託加工などの収益が含まれております。顧客へ移転することを約束したサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となるサービスの履行義務の充足を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

なお、これら収益は、顧客との契約において約束された対価、値引、割戻、その他顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものでないと判断された対価を控除した金額で測定しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理により、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主として原料糖の輸入取引に係る為替変動リスクを回避するために、外貨建金銭債権債務の残高の範囲内で、また、借入金の金利変動リスクを回避するために、借入金残高の範囲内で、それぞれヘッジ取引を行っております。

また、デリバティブ取引の利用にあたっては、当社のデリバティブ管理規程に従い行っております。

なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

Ⅲ 収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社では、精糖事業、機能性素材事業、不動産事業、その他のサービスを営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類及び売上高は以下のとおりであります。

（単位：千円）

事業名	財又はサービスの種類	売上高
精糖事業	精製糖、砂糖関連製品	13,742,803
機能性素材事業	食品添加物	179,885
	機能性食品	1,386,413
不動産事業	不動産賃貸等	627,596
その他	切花活力剤	260,222
	パン類等	1,202

（※）不動産事業は、顧客との契約から生じる収益ではない、その他の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ 重要な会計方針に係る事項 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

機能性食品事業におけるイヌリン商品及び製品の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品 385,228千円

なお、当該商品及び製品について在庫評価損を191千円計上しております。

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「Ⅳ 会計上の見積りに関する注記(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に記載した内容と同一であります。

Ⅴ 貸借対照表に関する注記

1. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産、契約負債の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形 6,554千円

売掛金 1,656,738千円

契約資産 —

契約負債 1,119千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

借主に対する敷金返還義務

担保に供している資産……………土地 145,995千円

対応債務……………預り保証金 57,980千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,305,722千円

4. 偶発債務

債務保証

次の関係会社等について、金融機関等からの借入れなどに対し債務保証を行っております。

Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd. 572,000千円 (130,000千バーツ)

Fuji Nihon (Thailand) Co., Ltd. 1,100,000千円 (250,000千バーツ)

DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. 721,732千円 (164,030千バーツ)

太平洋製糖(株) 87,500千円

精糖工業会 23,760千円

なお、精糖工業会は当社含め3社による連帯保証であります。当事業年度末の総額は71,280千円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,309,686千円

長期金銭債権 1,988,500千円

短期金銭債務 246,388千円

長期金銭債務 1,300千円

Ⅵ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引

売上高 3,097,413千円

仕入高等 2,922,288千円

(2) 営業取引以外 173,920千円

Ⅶ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 67,484株

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金否認額 19,084千円

貸倒引当金損金算入限度超過額 1,540千円

投資有価証券評価損否認額 24,301千円

関係会社株式評価損否認額 361,137千円

減損損失否認額 24,002千円

資産除去債務否認額 6,900千円

その他 50,715千円

繰延税金資産小計 487,681千円

評価性引当額 △393,245千円

繰延税金資産合計 94,436千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △1,152,543千円

資産除去債務対応除去費用 △228千円

その他 △55,141千円

繰延税金負債合計 △1,207,913千円

繰延税金負債の純額 △1,113,477千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(第12条関係)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が施行されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.6%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.5%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

IX 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	双日食料(株)	(被所有) 直接 1.6	当社の販売代理店 原料糖の仕入先 役員の兼任	製品及び商品 の販売	10,570,705	売掛金	1,103,364
				原料糖の仕入	5,975,839	買掛金	44,200

(注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

2 取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 製品及び商品の販売に係る価格その他取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
- ② 原料糖の購入については、国内及び海外の粗糖相場に基づいてその価格を決定しております。

2. 子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	フジ日本商事(株)	(所有) 直接100.0	当社の販売代理店 役 員 の 兼 任	製 品 及 び 商 品 の 販 売	2,965,964	売掛金	289,306
				資 金 回 収	22,500	短期貸付金 長期貸付金	22,500 405,000
子会社	Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.	(所有) 直接100.0	機能性商品の仕入先 機能性原材料の販売 債 務 保 証 役 員 の 兼 任	債 務 保 証	572,000	—	—
				機 能 性 商 品 の 仕 入	814,422	買掛金	—
子会社	Fuji Nihon (Thailand) Co.,Ltd.	(所有) 直接100.0	機能性商品の仕入先 債 務 保 証 役 員 の 兼 任	債 務 保 証	1,100,000	—	—
				機 能 性 商 品 の 仕 入	199,950	買掛金	99,675
関連会社	DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd.	(所有) 直接49.0	債 務 保 証 役 員 の 兼 任	債 務 保 証	721,727	—	—
関連会社	太平洋製糖(株)	(所有) 直接33.3	精製糖の加工委託 資 金 の 援 助 債 務 保 証 役 員 の 兼 任	資 金 貸 付	520,000	短期貸付金	839,000
				資 金 回 収	929,900	長期貸付金	1,583,500
				債 務 保 証	87,500		
				委託加工費等	1,646,178	未払費用	133,386

- (注) 1 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。
- 2 債務保証は、子会社及び関連会社の金融機関等からの借入れに対するものであります。
- 3 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- ① フジ日本商事㈱に対する製品及び商品の販売に係る価格その他の取引条件は、他の代理店と同様の条件によっております。
 - ② フジ日本商事㈱に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間20年、1年賦返済としております。
 - ③ Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.に対する債務保証については、年率0.3%の保証料を受領しております。また、FUji Nihon (Thailand) Co.,Ltd.に対する債務保証については、年率0.3%と年率0.2%の保証料を受領しております。DAY PLUS (THAILAND) Co.,Ltd. に対する債務保証については、年率0.6%と年率0.2%の保証料を受領しております。
 - ④ Fuji Nihon Thai Inulin Co.,Ltd.、FUji Nihon (Thailand) Co.,Ltd.に対する機能性商品の仕入に係る価格の取引条件は1kg当たり97バーツとしております。
 - ⑤ 太平洋製糖㈱に対する債務保証については、保証料を受領しておりません。
 - ⑥ 太平洋製糖㈱に対する貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年、半年賦返済としております。
 - ⑦ 太平洋製糖㈱に対する委託加工費等については、他の委託先と同様の条件によっております。

X 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	781.29円
2. 1株当たり当期純利益	67.83円

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記事項の記載金額は表示単位未満を切り捨てております。